



窓口の場所確認はこちらから⇒

『○窓口』は市役所1階の窓口番号です

離婚

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身でご確認してください

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	場所	受付
住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！		市民課 支所OK	① 窓口	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届					
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	① 窓口	
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります					
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください				
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください					
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方						
	→69歳までの方	国民健康保険証の変更	変更前の国民健康保険証		国保年金課 支所OK	② 窓口	
	→70歳から74歳までの方	国民健康保険証の変更	変更前の国民健康保険証兼 高齢受給者証				
	姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の変更 (後日郵送)	変更前の後期高齢者 医療保険証				
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) 資格喪失日より 14日以内	前配偶者の勤務先の健康 保険の資格喪失証明書				
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用、標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		国保年金課	② 窓口	
年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出						
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ・請求者の健康保険証 ・マイナンバーが確認できる書類(請求者)	必要なものがそろっていないくても お立ち寄りください	児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
	乳幼児・こども医療費受給者証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方(0歳～高校生)	乳幼児・こども医療費助成の 受給者証の変更・喪失	・乳幼児・こども医療費受給者証 ・健康保険証(子)				
	放課後児童室(学童)の利用を希望する方	児童室入室申請	・就労証明書など		教育総務課	市役所 3階	
	幼稚園・保育園・こども園に入園を希望する方	幼稚園・保育園・こども園の入園相談					
	幼稚園・保育園・こども園に入園している お子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑦ 窓口	
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		各小中学校		
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	特別児童扶養手当証書				
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成 受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります		総合福祉課	⑨ 窓口	
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		介護保険課	③ 窓口	
	障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など		総合福祉課	⑨ 窓口
重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方		重度障害者(児)医療費助成 受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります				

税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます	水道料金お客さまセンター 055-995-1831	
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	税務課	10 窓口
その他	戸別受信機（広報無線機）を借りている方	返却・貸出 または 住所・名義変更手続き	返却の場合、戸別受信機(本体・コード)	危機管理課	6 窓口
	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください	都市計画課 建築住宅係	市役所 2階



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地



市役所代表電話

055-992-1111



WEB



開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

深良支所、富岡支所、須山支所の開庁時間も同様です。
受付窓口欄に **支所OK** マークのあるものは、支所でも受付できます。

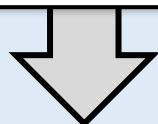
裾野市公式ウェブサイト <https://www.city.susono.shizuoka.jp/index.html>

手続きチェックシート

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

関連する手続きは
内側にあります



必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞



そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

異動届処理番号